

堺市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域に根差すネットワークを活用した地域課題への迅速かつ適切な取組の実施による市民サービスの向上及び地域の活性化をめざし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、連携し協力する。

- (1) 豊富な資源を活用した情報発信に関すること
- (2) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (3) 地域で見守る子育て・教育に関すること
- (4) 持続可能な都市の実現に関すること
- (5) その他前文の目的に関すること

2 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、随時協議を行い、連携して取組を進めるものとする。

（連絡調整窓口）

第2条 連携事項の円滑かつ効果的な推進のために、甲と乙で構成する連絡調整窓口を設置する。

2 連絡調整窓口に関して必要な事項は甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（経費）

第3条 連携事項の実施に要する経費は、原則として甲と乙において各々応分に負担することとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第1条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

- 2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 8 月 22 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市

堺市長 (自署)

乙 大阪府大阪市中央区北浜東 3 番 9 号

日本郵便株式会社

近畿支社長 (自署)